

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1188回

令和5年9月26日（火）

原子力規制委員会

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1188回 議事録

1. 日時

令和5年9月26日（火） 13:30～14:44

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

杉山 智之 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

金城 慎司 長官官房審議官
渡邊 桂一 安全規制管理官（実用炉審査担当）
齋藤 哲也 安全規制調整官
皆川 隆一 管理官補佐
岡本 肇 上席安全審査官
宮本 健治 上席安全審査官
義崎 健 上席安全審査官
伊藤 拓哉 安全審査官
小野 幹 安全審査官

日本原子力発電株式会社

大平 拓 発電管理室 室長
鈴木 雅克 発電管理室 室長代理
松本 大亮 発電管理室 プラント管理グループ 課長
石田 国大 発電管理室 技術・安全グループ
真保 憂輔 発電管理室 プラント管理グループ
山本 昌宏 東海第二発電所 部長
坪塚 篤徳 東海第二発電所 発電室 運転支援グループ

4. 議題

- (1) 日本原子力発電（株）東海第二発電所の保安規定変更認可申請について
- (2) その他

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について
- 資料 1 - 2 東海第二発電所 新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<特定重大事故等対処施設の設置に関わるもの>

6. 議事録

○杉山委員 定刻になりましたので、ただいまから原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、第1188回会合を開催します。

本日の議題は1件で、議事次第に記載のとおりです。

また、プラント関係の審査のため、私、杉山が議事を進行いたします。

それでは議事に入ります。

議題1、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の保安規定変更認可申請についてです。

では、日本原子力発電は資料の説明を開始してください。

○日本原子力発電（山本） 日本原子力発電、山本です。

東海第二発電所の原子炉施設保安規定については、平成26年5月20日に変更認可申請をしておりましたけれども、令和5年6月23日に補正を行っています。本日は、補正の概要について御説明をいたします。

それでは、説明を始めます。

○日本原子力発電（石田） 日本原電の石田です。

本日の資料でございますけれども、保安規定変更認可申請書の補正に関わる概要の説明資料として2点御用意しております。

資料1-1は、重大事故等対処設備の設置等に関わる内容を説明する内容となっております。資料1-2が、特定重大事故対処施設に関わる保安規定の申請内容を反映したものと

なっております。

こちらにつきまして、まずは資料1-1、重大事故等対処設備の東海第二発電所原子力発電新規制基準適合性への、関わる保安規定の認可申請の概要について御説明させていただきます。

資料1-1について、めくっていただいて、右下のページ番号で1ページ目のところを御覧ください。1ページ目につきましては、新規制基準に関わる設置許可等の経緯をまとめたものとなります。

箇条書の二つ目のところ、こちらのところに記載しておりますけれども、今回の補正は、「保安規定変更に係る基本方針」に基づきまして、囲みの重大事故等対処設備及び特定重大事故等対処施設に関わる事項等を反映したものでございます。囲みの下のところに、新規制基準適合性に係る許認可の申請状況をまとめてございます。

設計及び工事計画認可申請につきましては、3系統目の直流電源設備や特定重大事故等対処施設に関わるものは、現在、審査中の案件となっておりますが、こちらにつきまして、現在、認可を受けてない案件で今後の設工認審査において、新たな保安規定に反映すべき事項が確認された場合は適切に対応してまいります。

2ページ目を御覧ください。上部の表に示しておるのが本資料の説明事項となる重大事故等対処設備の設置等に関わる主な保安規定の変更点となります。表では、保安規定の主な変更点ということで、①番が新規制基準施行に関わる変更となります。

まず、①番の上のところ、第17条関連になりますけれども、こちらにつきましては、火災、内部溢水、自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事項を規定しております。

また、66条、こちらにつきましては、重大事故等対処設備の運転上の制限を規定しております。

そのほか、既存条分の変更点としまして、第31条、第41条、第52条の2それぞれにつきましては、格納容器床ドレンサンプの水位低下時の措置、原子炉隔離時冷却系の第一水源を復水貯蔵タンクからサプレッション・チェンバへ変更したことに伴う変更、また、放水路ゲートの運転上の制限を規定したところが変更点となっております。

続いて、②番、こちらにつきましては、火山影響等発生時の体制の整備に関する事項として、第17条の3、こちらに火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事項を規定しております。

また、③番、有毒ガス発生時の体制の整備、こちらにつきましては、第17条の5、こちらに有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する事項を規定しております。

続いて、3ページを御覧ください。主な変更条文の記載方針について述べております。下の図を見ていただいて、左側のインプット、こちらにつきまして、設置許可、設工認、保安規定審査基準、これらをインプットとしまして、右側の保安規定の17条等や66条を、基本方針に基づき検討して規定しております。

4ページ目を御覧ください。今回、これから御説明する変更に係る説明事項の整理についての内容になります。

まず、上の枠囲み部分。考え方を示しておりますけれども、保安規定の変更の補正に当たっては、「基本方針」及び先行BWRプラントの新規制基準に係る保安規定の変更内容を踏まえまして保安規定を作成しておりますけれども、一部相違点、また、東海第二固有の運用要求事項があることから、これらを中心に説明させていただきます。

下の図のところの①番、まず、こちらになりますけれども、こちらにつきましては、既存条文の変更といったところで、説明事項としては、固有設備のLC0設定、固有設備の条文追加、これらを御説明させていただきます。

続いて②番、こちらにつきましては、66条関係、SA設備のLC0設定、サーベイランス、AOTになりますけれども、全体概要と固有設備の条文追加、固有設備のLC0設定について説明させていただきます。

最後に③番、17条等の体制の整備につきましては、これも全体概要と火山影響等発生時の体制の整備について、説明事項③として説明させていただきます。

続いて、5ページを御覧ください。説明事項①の既存条文の変更のうち、第31条、格納容器内原子炉冷却材漏えい率に関わる変更点となります。

こちらにつきましては、右側の図でお示ししておりますけれども、新規制基準対応のため、格納容器床ドレンサンプの改造後におきましては、床ドレンサンプの左側のペDESTALの水位になりますけれども、こちらを常時1mに維持しまして、ペDESTALへの流入水は常時全量が原子炉建屋原子炉棟の床ドレンサンプ設備に排水されまして、その流量を流量計で確認することにより、漏えい量の検知が可能となっております。

一方で、上の文章のところの箇条書の二つ目に記載しておりますけれども、原子炉起動時のように格納容器内の温度が上昇して湿度が低下する場合、床ドレンサンプの水位が満水

の1mを下回りまして、位置を特定できない漏えい水の検知ができなくなる可能性があります。このため、原子炉起動時には格納容器床ドレンサンプの流量計の監視強化を行うとともに、流量計の指示が確認できない場合は、床ドレンサンプの水位の確認の措置として水張りを実施します。

箇条書の三つ目のところに記載しておりますけども、この措置について、左下側に記載しております、保安規定の緑字のところで記載しているとおり、この措置を追記することとしております。

6ページ目を御覧ください。第41条、原子炉隔離時冷却系に関する条文の変更点の御説明となります。

箇条書の一つ目のところで記載しておりますけども、原子炉隔離時冷却系につきましては、従来、復水貯蔵タンクを第一水源として運用しておりましたけども、重大事故時において、復水貯蔵タンクからサプレッション・チェンバへの確実な水源切替手段の構築が困難であったため、重大事故等への対応の成立性を確保する観点より、サプレッション・チェンバを第一水源とすることにしております。

それに伴いまして、箇条書の二つ目、三つ目の箇所に記載してはありますが、サーベイルランス時には現状も使用している復水貯蔵タンク、こちらは第二水源となりますけども、こちらを使用し、水源と注水先との高低差、圧損等を考慮した制限値を定め、必要な性能を発揮可能であることを確認することとしております。また、ポンプの運転確認や系統の弁の動作の確認の組合せにより実条件性能を確認することとしております。

続いて、7ページ目を御覧ください。こちらは、既存設備、固有設備の条文追加となりまして、東海第二では、左側の図に示しておりますけども、放水路から敷地に津波が流入することを防止するため、津波襲来時には閉止する放水路ゲートを設置することとしております。

箇条書の二つ目のところで記載しておりますけども、この放水路ゲートにつきましては、設置許可の本文において、「重要安全施設（MS-1）として設計する」と記載していることを踏まえまして、保安規定において運転上の制限（LC0）を設定することとしております。

放水路ゲートにつきましては、右の概要図のところでお示ししているとおり、中央制御室からの操作により、電動駆動式と自重落下式の二つの駆動方式によって閉止が可能な設計となっております。

8ページ目を御覧ください。先ほど御説明させていただいた放水路ゲートの保安規定上

のLC0設定の記載について示しております。

中央の記載にある表52の2-1のところに、運転上の制限として、電動駆動式と自重落下式の二つの系統により動作可能であることを確認することと設定しております。

続いて、9ページ目を御覧ください。こちらから説明事項②になります。第66条のSA設備のLC0/AOT設定に関する概要説明になります。

まず、こちらは、(1)運転上の制限と、(2)のところの確認事項、(3)のところの要求される措置（AOT）について示しておりますが、こちらにつきましては、右上のところ黄色の枠で示しているとおおり、先行BWR電力である柏崎刈羽・女川と同様の考え方ということで設定しております。

続いて、10ページ目を御覧ください。こちらにつきましては、SA設備の固有設備の条文追加ということで、ペDESTAL水位を管理するために必要となる設備をLC0設定しております。

右側の概要図のところ示してありますペDESTAL排水系につきまして、図の中の床ドレン側の水位を管理するためのSA設備として、運転上の制限を基本方針に基づいて設定しております。

10ページから11ページにかけて、実際の保安規定上の記載について示しておりますけども、適用される原子炉の状態につきましては、運転、起動、高温停止に対して、格納容器床ドレンサンプのほか、必要な弁及び配管を含むものとして、ペDESTAL排水系のLC0等を設定しております。

12ページ目を御覧ください。こちらは、固有設備のLC0設定というところで、代替循環冷却系の運転上の制限を設定しております。代替循環冷却系に該当する設備につきましては、BWR各社にて整備しておりますけども、箇条書の一つ目のところに記載してあるとおおり、東海第二では、代替循環冷却系を使用しない場合における格納容器のベント時間が他のBWR電力よりも短いことを踏まえまして、さらなる信頼性向上のために、他プラントとは異なり、代替循環冷却系を多重化しております。

このことを踏まえまして、箇条書の三つ目のところに記載のあるとおおり、保安規定の所要数としては「2系列」として、また、AOTの設定においては、第39条の1系列機能喪失時のAOT「10日間」を参考に設定しております。

続いて、13ページに、今、説明していただいた内容の、実際の保安規定上の記載について記載しおりました、代替循環冷却系について、2系統でLC0等を設定しております。

14ページ目をお開きください。こちらは、箇条書の一つ目のところに記載しておりますけれども、東海第二では、計装設備である起動領域モニタ、こちらに給電するための直流電源設備として、通常の125V蓄電池ではなくて、中性子モニタ用蓄電池を使用することから、これを固有設備として、LC0等を設定しております。

本蓄電池及び、この給電先となる起動領域モニタにつきましては、DB設備を兼ねるSA設備であることを踏まえまして、下側の表のところのLC0が適用される原子炉の状態の設定の考え方のごとくに基づきまして、表の右側に記載してあるとおり、起動領域モニタに給電するための設備であることから、第27条と同様の設計としております。

続いて、15ページ目を御覧ください。東海第二の今回の保安規定申請においては、先行BWRの保安規定の申請では申請していない3系統目の直流電源設備も申請対象に含めていることから、この設備の固有設備として、LC0等を設定しております。

次ページの16ページ目に、保安規定上の記載について記載しておりますけれども、右下のところにも記載しておりますけれども、3系統目の直流電源設備は、所内常設直流電源設備が機能喪失した場合のバックアップであるとして使用することから、LC0確認事項につきましては、所内の直流電源設備を参考に設定しております。

17ページ目を御覧ください。こちらから説明事項の③となります。こちらにつきましては、17条等についての御説明となります。

上の枠囲みの部分、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等、大規模損壊発生時の体制の整備となります。こちらにつきましては、各種規制要求事項を踏まえて、体制の整備に必要な事項として、さらに、下の枠囲みのところで記載してある(1)から(7)の項目の基本的な事項として設定しております。

また、これらに加えまして、各事象の個別の要求事項を踏まえて第17条関連、また、添付2、添付3といったところに各種の基準を定めております。

こちらにつきましても、柏崎刈羽・女川と同様の考え方としておりまして、18ページ目に、火災・内部溢水・火山影響等・その他自然災害、有毒ガス発生時の体制を、17条関係及び、それに関連する添付2に整備することを示しております。

また、19ページ目に、重大事故発生時の体制と、大規模損壊の発生時の体制、これらを17条の7、17条の8と添付3といったところでそれぞれを整理していることを図で示しております。

続いて、20ページになります。こちら、火山影響等発生時の体制の整備に関わる御説明

となります。20ページの一番上の部分のところに記載しておりますけども、東海第二発電所の設置許可、運転等に関する規則83条に係る対応の概要として、表1に火山影響等発生時の対応方針をお示ししております。

一号口の(1)と一号口の(2)と(3)及び四号といったところが火山影響等発生時における各種の対策を説明しているものとなります。

まず、一号口の(1)、こちらにつきましては、次ページ、21ページから詳しい内容を説明しております。

21ページに記載しておりますけども、非常用ディーゼル発電機の2C及び2Dにつきましては、給気フィルタが降下火砕物によって閉塞しないことが想定されることから、火山影響等発生時には、給気口に高濃度火山灰フィルタを取り付けることによって機能を維持します。こちらのフィルタにつきましては、性能確認試験等により、降灰が24時間継続した場合においても閉塞しないことを御説明いたします。

続いて22ページ、こちらにつきましては、一号口(2)の対策として、高圧代替注水系等を使用した対策の御説明となります。火山影響等発生時においては、全交流動力電源が喪失、かつ、原子炉隔離時冷却系の機能が喪失した場合には、高圧代替注水系により炉心冷却をいたします。しかしながら、水源であるサプレッション・チェンバの水溫上昇等に伴いまして、高圧代替注水系の運転継続が困難となる可能性があることから、24時間継続した場合においても冷却が可能となるよう、事象発生8時間後までに注水を、低圧代替注水系の常設設備に切り替えることとしております。

こちらの文章のところで、下線部で示しておりますのが先行BWRプラントとの相違点といったところになっておりまして、可搬型の電源車による給電により、高圧代替注水系から常設の低圧代替注水系に切り替えて注水を実施する点が相違点となります。下の系統概要図につきましては、火山対応における高圧代替注水系使用時の概要図を示しております。

続いて、23ページにつきましては、参考としまして、類似事象、類似の対応となる有効性評価での対応を比較対象として記載しております。有効性評価では、事象発生後8時間経過した時点で原子炉の急速減圧を実施して、減圧後に注水を開始しますが、注水を使用する系統が可搬型の低圧代替注水系設備といったところが火山影響等発生時の対応と異なる点となります。

続いて、24ページになりますけども、こちらは一号口(3)の対応方針というところをお示ししております。こちらにつきましても、先ほどと同様の考えになりますけれども、原

原子炉隔離時冷却系による原子炉冷却といったところで対応を考えておりました、原子炉隔離時冷却系につきましては、水源であるサプレッション・チェンバの水温上昇に伴い、運転継続が困難となる可能性があることから、同じく降灰24時間継続した場合でも冷却が可能となるよう、事象発生8時間後までに低圧代替注水系（常設）に切り替えて注水を行うといったところになります。

下側の図につきましては、原子炉隔離時冷却系使用時の系統概要図を示しております。

続いて、25ページになります。こちらにつきましても、比較対象として、類似の対応となる有効性評価の長期TBでの対応をお示ししております。下線部でお示ししております火山影響等と異なる対応につきましては、一号口(2)と同様に、常設の低圧代替注水系ではなく、可搬型の注水系を用いていったところが相違点というふうになっております。

続いて、26ページ目になります。こちらは保安規定変更箇所といったところで、主旨に変更のある条文について整理した一覧表というふうになっております。

26ページから34ページにお示ししておりますけども、途中、27ページ目以降にあります、緑色のハッチング等で示している部分につきましては、今回、説明事項として抽出した条文等になっております。白抜きのものにつきましては、基本方針や先行BWRプラントと相違なしといった点で、今回の説明事項等は抽出してないものになります。こちらにつきましては、詳細な説明は割愛させていただきます。

また、35ページ以降につきましては参考資料として掲載しておりますけども、以後の説明は割愛させていただきます。

資料1-1に関する説明は以上となります。

○杉山委員 ただいまの説明内容に対しまして、質問、コメント等をお願いします。

齋藤さん。

○齋藤調整官 規制庁の齋藤です。

最初に、個別の事項に入る前に、全体的なことについてコメントしたいと思います。

本件保安規定につきましては、これまで、事実確認のヒアリングを何度か行ってきましてたけれども、その中で感じたことなんですが、現状、審査が効率的に進まない状態にあると考えております。

具体的に言いますと、説明資料の1ページにあるとおり、東海第二については、現在、複数の設工認の申請が出ていまして、さらに、これに加えて、今後、申請予定の案件も複数準備中であるということで、事業者においては、多くの案件に同時並行で対応している

状況にあると思っております、そのような状況の影響からなのか、事業者の本件保安規定への審査体制の準備が不十分であると感じております。この複数の審査中の設工認案件、今後、申請予定の設工認案件の審査が、保安規定の審査と並行して進むという状況につきましては、資料の1ページの右下のほうにも書いてありますけれども、適切に対応するという事で、設工認の審査のほうで保安規定に反映すべき項目が生じれば、保安規定の審査に出戻りが生じてしまうという状況になっております。

また、申請内容を補足する詳細な内容を記した補足説明資料ですけれども、本来であれば、申請の時点で準備が概ね済んでいる状態であると考えていますけれども、本件保安規定については、補正から約3か月が経過した現在においても詳細な内容を記した説明資料の提出がされていないということで、申請内容の妥当性の確認がまだできない状況になってございます。

今、お話ししたようなことから、当方としては、事業者において、本件保安規定の審査対応の準備が十分でないと感じておりますけれども、今お話ししたことについて、事業者の認識を伺いたいと思います。

○日本原子力発電（大平） 日本原子力発電の大平でございます。

御指摘いただいたとおり、6月23日に保安規定を補正申請させていただいてから、今日の時点で、その補足の説明資料が出せてないということは、まさに、我々として、審査を受ける者として体制が不十分であったと思っております。

現在は、至近になんですけども、今、ここにいる者も含めて10名程度を、これに注力して、やる体制を組んでおるといふことと、分野によっては、各ほかのグループと連携して、補足の資料を作るといふ体制を構築して、今、鋭意補足資料を作っているところでございます。

御指摘のとおり、我々、審査を受ける側として、この審査をどうやって進めたいかということ、まだお示しできてないことは誠に申し訳ないと思っております。

以上でございます。

○齋藤調整官 規制庁、齋藤です。

事業者の認識については分かりました。

同様な観点からなんですけども、一つ質問がございまして、今後のスケジュールに関してなんですけども、今回の申請には、格納容器ベントの原子炉建屋の水素防護対策としての位置づけを明確にするという内容が含まれておりますけれども、先行プラントの審査で

は、我々は現場確認を行いまして、PARの設置状況であるだとか、中央制御室での監視状況、それから、局所エリアの状況などの確認も行っていまして、東海第二についても、どこかのタイミングで実施したいと考えております。

この現場確認、PARなどの関連機器の設置が進んで、運転時の現場の状態が、ある程度イメージできるような現場の状態になった以降に実施しないと、あまり意味があるものではないので、そういう状況になったら行きたいと思っているんですけども、東海第二について、その原子炉建屋の水素防護対策に関して、実効的な、この現場確認ができるような状態になるタイミングというのは何時頃になるでしょうか。時期の見込みについて説明をお願いします。

○日本原子力発電（大平） 日本原子力発電の大平でございます。

運転状態がある程度想定されるような、現場状態になる時期のお話なんですけども、今、全体的な安全対策工事、ずっと進めてございますけれども、やや遅れぎみではございますけれども、今、徐々に進めているという状況でございます。

時期については持ち帰らせていただいて、面談等で、時期については、また御説明させていただきたいというふうに思います。今、時期については持ち合わせてございません。

以上です。

○齋藤調整官 原子力規制庁の齋藤です。

以上です。

○杉山委員 ほかにありますか。

渡邊管理官。

○渡邊管理官 原子力規制庁の渡邊です。

今、日本原電からも、その説明があったように、幾つかの、まだ設工認について申請があって、これからも申請が行われる予定というふうになっていると。それを後から必要があれば反映しますということではあるんですけども、例えば、特重なんかについても、今、分割3回目、4回目の申請もいただきましたけど、それについて審査をやっているというふうな状況で、まだ、最終的に設備がどういうふうになるかというのが確定していないという状況になっているというのは、そのとおりということだと思うんですけど、そういう、その状況ですね、それから、先ほど齋藤と大平さんとのやり取りでもありましたけれども、その審査体制の遅れというか、まだ、補足説明資料が出てきてないというのは、我々としても、なかなか審査ができるような状態に、正直言って、ないなというふうに思

っています。

あと、現場の確認というのも、一度、私も現場のほうには今月伺いましたけれども、ある程度工事は進んでいるというふうなことではあったかとは思いますが、まだ、現場のところをじっくり見て、それで、全体的に、その最後どうなるかというのがイメージできるようなところというのは、なかなか、今のところはまだ難しいのかなというのが正直なところであります。

そういったような状況を踏まえると、ある程度こういうのが解消できるような見込みはあるというふうに判断できないと、我々としても、審査はほかの案件に注力せざるを得ないのかなというのが正直なところであります。

日本原電におかれましては、まず、やはり、その関連する設工認ですね、今、特重、それから、そのほかの変認とかもやっていますけれども、そういったところを、まずはしっかり注力していただくというのが第一なんじゃないかなと思っております。

それは、お互いに手戻りをなくすという上でもそうですし、その審査をしっかりと固めた上で、日本原電さんとしても、リソースを最終的に保安規定のほうに振り向けていくというふうなことができるような体制に、しっかりしていくということを考えると、まずは、設工認の審査というのを我々としてもしっかりやっていきたいというふうに思っております。

それから、並行してというふうになるとは思うのですが、そちらの審査資料の準備というのはしっかり進めたいと思いますし、そこには、今までのBWRでの審査の話とか、あるいは、設工認からのフィードバック等も含めて、しっかり反映された状況で資料を準備して、提出していただきたいというのがあります。

まずはそこだと思っておりますけれども、日本原電さんから何かありますか。

○日本原子力発電（大平） 日本原子力発電、大平でございます。

補足説明資料の提出につきましては、確におっしゃるとおり、今週、来週にすぐできるというものではないという、そういう物量と種類だということは認識してございます。

まさに、我々もマトリックスを作って、今、資料を作っているところでございますので、改めて、面談で、提出のスケジュール感については絵に落としたものを御用意させていただこうというふうに思います。

設工認を優先して、その後に保安規定をということ、今お話いただきました。規制庁さんのマンパワーの御事情についても了解いたしました。我々としては、その中で保安規

定を、補足説明資料をこれから出させていただきますけども、出させていただいた折には、審査をお願いしたいと思っておりますけども、一方では、御事情についても了解しましたので、そこは面談の中で調整させていただければというふうに思います。

以上です。

○渡邊管理官 規制庁の渡邊ですが、そちらも、その審査に対応するマンパワーというのは、本当に確保できるんですか。

○日本原子力発電（大平） 日本原電、大平でございます。

SAの工認の作成部隊と、今回の、今10名プラスアルファと言いましたけども、保安規定の部隊は、メンバーとしては別の部隊でございまして、それを取りまとめる私の下に何人かの者がおりまして、そこはある程度かぶっていますけども、作業者としては、担当者としては別の者になってございます。

○渡邊管理官 規制庁の渡邊です。

それは我々も実は一緒に、工認、設工認をやっている部隊と、あと、その保安規定をやっている部隊というのは別なので、我々のマンパワーで審査ができないというふうに思っていない、正直言って。その代わり、やっぱり、手戻りがあるとか、あるいは、補足説明資料、今まで、ヒアリングのときの話とかを聞いていると、そちらの審査体制が十分じゃないような感じという話も聞いていましたものですから、最近、人数を増やされたとはいえ、最後、キャッチアップするまでは当然時間がかかるでしょうし、いずれにしても、社としても優先順位をしっかりとつけていただいて、注力するところには注力をしていただいて、しっかりやっていくというふうな形だと思っています。

いずれにしても、まずは、その補足説明資料、それから、特に、補足説明資料は先行との比較とか、あと、先行からどうなっているかということもありますけれども、あとは、今日もある程度説明はありましたけれども、東海第二固有の事項というのはいっぱいあるわけですね。今日は、例えば、説明はないですけど、緊急時の海水システムとか、ああいったところもそうですし、そういうところも含めてしっかり、東二固有のところについては、先行との差異、それから、その対策としての考え方みたいなものをきっちり説明していただくということはやっぱり大事だと思いますので、そこら辺の準備は、まずしっかりする。

それから、その準備の見通しというのがどれくらいに立つのかということをお示しいただいた上で、改めて、ヒアリングとか会合とか、そういうところについては設定をさせていただきたいと思っています。

一応、今日は、概要については、ある程度御説明をいただきましたので、そこについて、まず、大筋ではありますけれども、我々として、今のうちに指摘をしておきたい事項については、今日やり取りをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○日本原子力発電（大平） 日本原子力発電、大平でございます。

補足説明を用いた御説明に当たっては、御指摘いただいたとおり、先行との違い、先行審査との違い及び東二の固有の話、これには注意して、作成する者には指示して、今、作成しているところでございます。今後の進め方については、また、別途調整させていただくということで、拝承いたしました。

以上です。

○杉山委員 ほかにございますか。

岡本さん。

○岡本上席安全審査官 規制庁、岡本です。

今、御説明いただきました資料1-1の47ページをお願いします。

47ページでございますが、こちらに緊急用海水系のLC0逸脱時に要求される措置が記載されておりまして、上に吹き出しがございます。こちらの中で、AOT10日延長に用いる自主対策設備の設定について、設備耐性、こちらは地震・津波耐性と認識しておりますが、こちらを考慮しないとされております。

この部分につきまして、耐性を有しないにもかかわらず、LC0対象設備と同等の性能を有するとみなせる、そのように主張される技術的根拠について、こちらは整理して説明される必要があります。

なお、本件に関する保安規定変更の基本方針の解釈につきましては、同文書の4.3の添付-3というものがございまして、こちらのAOT延長に活用する設備の妥当性確認という3枚ものの資料でございますが、こちらの中では、AOT10日間延長に用いる自主対策設備につきまして、耐震性、耐性も含んで、LC0対象設備と同等な性能を有することの説明を行うとされてございまして、私どもとしては、設備耐性についても同等性を確認するということが原則であって、必要と認識しております。この点について、皆さんの認識は同じでしょうか。それとも相違するのでしょうか。この点、この場で確認させてください。

○日本原子力発電（石田） 原電の石田です。

10日の自主対策設備に耐震性能を有する必要があるかといったところについてですけども、こちらにつきましては、基本方針において、10日間の延長の自主対策設備は、あくま

で補完する設備で、30日延長するという事で、基本的には耐震性等は不要というふうに考えております。基本方針でも、こちらは10日ではなく、30日のSA設備につきましては、耐震性等も含めて確認するので、30日AOTを延長するのに対して、こういった自主対策設備や、あるいはPWRの多様性拡張設備といったものは、10日間設定で、それはなぜ10日間といったところかという、耐震性がないようなものも含めているので、補完するようなという形で、元の水準には戻らないけど、補完する措置というところまではやれるので、AOTのDBの確認の3日から10日までは確認という形で整理しております。こちらについては、先行のほうでも、そういった基本方針に基づいて御説明しておる内容になりまして、東海第二もそちらに従った形で設定しております。

○岡本上席安全審査官 規制庁、岡本です。

基本方針の解釈として、10日間の自主対策設備については、設備耐性を考慮しないという方針との御説明ですが、こちらの認識は、先行のPWRではそのような取扱いは行っていないということで、もしそうであるとすれば、本件は重要な方針変更、要件を緩和するという事に該当するというふうに考えます。そうであれば、基本方針の策定、あるいは改定時の議論におきまして、ここは明示的に方針を変えると述べた上で、その技術的妥当性ですね、今、10日であれば要らないとおっしゃいましたが、その根拠は説明されたということでしょうか。お答えください。

○日本原子力発電（石田） 日本原電の石田です。

BWRの基本方針の審査会合等でも、こういった10日の確認のいったところには、耐震性では含まずに、性能と、あと準備時間、それらを確認することで、自主対策設備として機能を補完できるという形で、10日設定しているということは説明したと聞いております。

また、PWRでも同じく、多様性拡張設備、こちらは、ない設備を採用した実績はないんですけども、考え方としましては、多様性拡張設備には、10日の設定する場合には耐震性等は不要というふうに考えていたというふうにも伺っておるので、PWRとBWRで大きな差異はないというふうに、大きな差異というか、考え方に相違はないというふうに考えております。

○岡本上席安全審査官 規制庁、岡本です。

ここは見解の相違といいますか、先行PWRでは、先ほどもおっしゃいましたが事例はないと。資料の文面上、先ほど具体的にどこに書いてあるか申し上げましたが、PWRから一貫して使われている保安規定変更の基本方針の資料の中で、耐震性について同等な説明

を有することと書かれているということから、少なくともこちら側としては、十分な説明がなされ、合意、理解に至ったものとは考えておりません。

今回、変更方針というんですかね、今御説明いただいた方針を取って保安規定のほうを定めるというのであれば、まずは基本方針の議論として十分な説明が尽くされる必要がある、このように考えております。

本件、BWR電力共通事項となりますので、そこは関係各社とも必要な御調整をされた上で、説明の御準備をお願いしたいと思います。

○日本原子力発電（鈴木） 原電の鈴木です。

承知いたしました。BWR電力としての整理を行った上で、別途、御説明させていただきます。

○岡本上席安全審査官 規制庁、岡本です。

私からは以上です。

○杉山委員 ほかに。小野さん。

○小野安全審査官 規制庁の小野です。

私からの確認は、資料1-1の20ページ、火山影響発生時の体制の整備について確認させていただきたいと思います。

今回の説明ですと、表1の一号ロ(2)と、一号ロ(3)の対応方針として、双方ともサプレッションプールの水温が上昇することから、8時間後には急速減圧を行って、初期の注水手段から常設低圧代替注水系ポンプ等に切り替えることで、降灰24時間を想定した場合でも注水が可能と説明がありました。

一方で、表1の一号ロ(3)の要求事項のところを見てみると、ロ(2)に掲げるもののほかとなっておりまして、ロ(2)と異なる手段を用いることを要求しています。さらに、先行プラントの審査実績において、ロ(2)とロ(3)で、少なくとも異なる注水手段を設定していることから、今回の東海第二の対応方針では、先行実績と照らし合わせることで、あと、規制の要求事項に対しても、少し説明がとか、あと、考え方というものが不十分であると考えられるため、これらを再度整理して、ロ(2)とロ(3)の対応方針を改めて説明していただきたいと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○日本原子力発電（石田） 原電の石田です。

今後、詳細については、考え方を御説明することは承知いたしました。

考え方としましては、一号ロ(2)と(3)で異なる設備を要求されているというのは、こち

ら側としても認識しておりまして、要求としては、直接的に異なるというのは、一号口(2)であれば高圧代替注水系、一号口(3)であれば隔離時冷却系といったところが異なる設備として設定しておりまして、8時間後に、同じ常設の低圧代替ポンプを使うといったのは御指摘のとおりなんですけれども、そこは注水継続のフェーズなので、同一の対策でも要求を逸脱するものではないというふうに考えておりました。こちらにつきましては、その考え方と、実際それで要求、適合できるか、適合しているかというところは今後の審査の中で議論して、確認していきたいと思っております。

○小野安全審査官 規制庁の小野です。

規制の要求事項と、あと、先行プラントの実績もそうですけれども、降灰想定が24時間続くことを想定して、注水手段というものを一号口(2)と(3)で異なるように、多分整理しているはずですので、それらも踏まえて、今のその主張が正しいかどうかというところは整理して説明してください。

○日本原子力発電(石田) 原電、石田です。

承知いたしました。

○小野安全審査官 規制庁、小野です。

私からは以上です。

○杉山委員 皆川さん。

○皆川管理官補佐 規制庁、皆川です。

パワーポイントの48ページをお願いします。

ここで水素濃度制御と、あと、水素排出設備のLC0設定の考え方が記載されていますけれども、それに関連する確認です。48ページ目の一つ目のポツに、「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備」のためのSA設備として、PARに加えてSGTSを考慮しており、それぞれの設備が単独で基準要求及び性能を満足することから、その基本方針に従って、いずれかの設備が健全であればLC0逸脱とはみなさないこととしたというふうに記載がされています。

この点に関してなんですけれども、先行BWRプラントについては、当該条文のSA設備としては、これまではPARのみの登録であって、SGTSを登録していないので、この条文のこの考え方については、東二が初めてだというふうに認識しています。このうちの、それぞれの設備が単独で性能を満足するということについては、その次の49ページですかね、49ページで示されているんですけれども、LC0設定の妥当性を示すに当たっては、二つの

観点で、まだ説明が足りてないというふうに考えています。

一つ目なんですけれども、許認可時に実施している原子炉建屋内の水素挙動解析については、ここに示されているもの以外に原子炉建屋内の局所エリアの解析というのも実施して、可燃限界未満ということを示しているというふうに認識しています。その解析の示している結果の中で、SGTSとPARがどのように扱われているのかというところが、まず、この資料には示されていないというのが一つと、あと、もう一つなんですけれども、今年の2月に、御存じのとおり設置許可基準規則の解釈等が改正されて、格納容器ベントの水素防護対策としての位置づけが明確化された。それに関して保安規定の中で審査を行うということになってはいますけれども、これまで、先行審査プラントにおいては、許認可時に実施していた解析に加えて、さらに、その不確かさを考慮したような評価もプラスアルファして実施をしているというような実績があります。東海第二については、まだ、その点について詳細は聞いていないので分かりませんが、そういう解析を実施するのであれば、そういう中で、PARなりSGTSなりをどのように扱っているのかというのを示していただかないと、どちらかが健全であれば、LCO逸脱とはみなさないという考え方が妥当なのかどうかというのは、判断できないというふうに思っていますので、その点、今後、整理をして説明いただきたいと思っているんですけど、その点、いかがでしょうか。

○日本原子力発電（石田） 原電、石田です。

御指摘の点、承知いたしました。こちらとしましても、設置許可時の局所エリアの解析につきましては既にお示ししているんですけども、それがちゃんと100%、それぞれ満足するかというのは、資料上ここで明記してないので、そちらは今後の審査の際に説明を加えさせていただきます。

また、保安規定で新しく設定している解析につきましては、そちらにつきましても準備等を進めて、実際にもう解析等は行っておりますので、今後の審査の中で、そちらと、この二つの解析を踏まえましても、SGTSとPARがそれぞれ100%満足するところを御説明したいと考えております。

○皆川管理官補佐 規制庁、皆川です。

それでは準備のほど、よろしく申し上げます。

私からは以上です。

○杉山委員 ほかにありますか。

宮本さん。

○宮本上席安全審査官 原子力規制庁の宮本です。

ちょっと私の質問に入る前に、先ほど小野の質問の火山の話で、基準の解釈の話が出ていましたけども、事業者の安易な基準の解釈で物事を整理するというのはやめていただきたいと思うんで、その辺、認識をよろしくお願いします。いいですかね。

○日本原子力発電（鈴木） 原電の鈴木です。

はい、承知いたしました。

○宮本上席安全審査官 原子力規制庁の宮本です。

私のほうからの確認ですけども、まず、パワーポイント5ページ。これは、31条に定める格納容器の原子炉冷却材漏えい率に関する説明でありますけども、ここで東海第二のポイントになってくるのが1mの水張りというものがあると思うんですけど、ここの記載の中に、矢羽根の三つ目ですね、水張り実施については、保安規定に規定すると書いてありますけども、この規定というのはどこに記載されているのでしょうか。今、申請書の中に、この記載ってあるのでしょうか。

○日本原子力発電（石田） 原電、石田です。

矢羽根の水張りの実施を規定すると言ったのは、すみません、保安規定上の表現が曖昧で、水張りを読み取れにくいところがあるんですけども、緑字のところ、その水位が維持されていることを確認するための措置といったところで、これは、水位低下時に水張りをして、その確認するための措置というのは、水位を回復させることを意図しております。

ただ、御指摘のとおり、これで読み取るのは困難といったところもそのとおりなので、こちらの31条に水張りを行う、保安規定上で、水張りを行うことを読み取れるようには、ちょっと検討をしたいと思っております。

○宮本上席安全審査官 規制庁の宮本です。

今後どこに記載するというのは、事業者によく検討していただければいいと思いますけども、要は、このパワーポイント自体の記載に、要はもともとつじつまが合っていないねと、要は規定すると言っているものに対して、例えば、今言われている、緑字で読むという話なんだけど、とてもこれは読み取れません。なので、率直に言えば、これ、こういうところに関しては検討不足じゃないかなと思うんですけど、この辺、事業者はどう認識されていますかね。

○日本原子力発電（鈴木） 原電の鈴木です。

すみません、我々としては、検討した上で、水張りという趣旨で緑字のところを記載したつもりだったんですけども、おっしゃるとおり、なお書きで書いてあって規定に読めないとか、表現がなかなか読めないとか、そういったところがありますので、そういったところを、今後の審査資料の作成なんかに当たっても、注意して表現を考えていきたいと思っています。

○宮本上席安全審査官 原子力規制庁の宮本です。

今、回答いただいたとおりだと思います。なので、東海第二の特徴的なこのペデスタル1mの水張りというものが、例えば31条であったり、66条であったり、あとはSAで定める、添付3に記載するのか、いろいろ記載する箇所はあると思いますけれども、必要な機能をどうやって維持して、手順なりを定めるのかというのをしっかり整理して、今後、説明するように準備してください。

よろしいでしょうか。

○日本原子力発電（鈴木） 原電の鈴木です。

承知いたしました。

○宮本上席安全審査官 私からは以上です。

○杉山委員 ほかに、皆川さん。

○皆川管理官補佐 規制庁、皆川です。

パワーポイントの6ページをお願いします。

6ページについて、RCICの第一水源を、復水貯蔵タンクからサプレッション・チェンバへ変えますというような中身が記載されていると思います。それに関連して、RCICのサーベイランス方法について指摘をしたいと思っています。

先ほど言ったとおり、東二ではRCICの第一水源を復水貯蔵タンクからサプレッション・チェンバへ変更するんですけども、二つ目のポツに書いてあるとおり、サーベイランス時には現状も使用している復水貯蔵タンクを使用しますというふうに記載がされていて、サーベイランスの実施方法について、事故時等の条件を模擬していないというふうに考えています。

この点に関して、保安規定の審査基準にどう書かれているかということなんですけれども、サーベイランスの実施方法については、その実条件性能確認のために十分な方法が定められていることと、それを前提としつつ、その事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることというような中身が保安規定審査基

準の中に書かれてるので、それを踏まえると、ここに記載されているRCICのサーベイランス方法というのが、その実条件性能確認に相当する方法なんだということを、今後、整理をして、詳細に説明していただく必要があると思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

○日本原子力発電（石田） 原電、石田です。

御指摘の点を踏まえて、今後、詳細は説明させていただきます。

こちらにつきましては、RCICの試験は、原子炉安全上、原子炉に注水するというよりは、テストラインを通して水源に戻すような、テストラインを用いた運転になると思うんですけども、サプレッション・チェンバには、戻りのテストラインに、こういったRCICの要求上の流量を満足するラインがついていないところから、現状のCSTのタンクのテストラインを用いて試験することを考えておりました、それが本当に実条件をちゃんと確認できるものであるといったところは、今後の審査の中で詳細は説明させていただきたいと考えております。

○皆川管理官補佐 規制庁、皆川です。

整理をして、説明できるように準備をお願いします。

私からは以上です。

○杉山委員 そのほか。義崎さん。

○義崎上席安全審査官 規制庁の義崎です。

パワーポイントの41ページをお願いします。

このページは、先ほど説明は特にありませんでしたけども、参考2として、東海第二の新規制基準対応の特徴ということで、先ほど言ったように、東二の特有、固有の運用が概略書いてあって、この図、敷地図なんですけども、その下のほうに隣接事業所と書いてあって、①、②、③とあって、①は防潮堤の熱影響防護のための隣接事業所の植生の維持・管理だとか、②は、隣接事業所における人工構造物の設置状況の変化の把握、③は、竜巻による飛来物発生防止のための車両等の配置の規制措置だとか、そういったものを設置許可のときに隣接事業所のある発電所ということで、特徴があるということで、運用の特徴があるということで、これは保安規定のほうにということで話は少し聞いていたんですが、上のダイヤの二つ目に、少し、設置許可・設工認において既に内容を説明しているもの等は、説明事項としては抽出しないとあるんですけども、もう少し、その全体、設置許可からは、こういったものが特徴的な運用で落ちてきて、その中に隣接事業所等の対応があっ

て、たしか、その取り決め事項みたいなものがある、それに準じてやるみたいなことを、たしか説明があったと思うんですけども、それをどのように網羅的に保安規定に落とし込んでいるか、整理しているか、そういったところについては、改めて今後、整理して説明いただきたいというのが私のコメントでございます。よろしいでしょうか。

○日本原子力発電（石田） 原電、石田です。

承知いたしました。そういった約束事項等、改めて整理して、詳細は御説明させていただきたいと考えております。

○義崎上席安全審査官 規制庁の義崎です。

今までに先行審査プラントではない敷地の状況、環境状態なので、そういったことはきっちり説明をいただきたいと思います。

私からは以上です。

○日本原子力発電（鈴木） 原電の鈴木です。

承知いたしました。

○杉山委員 そのほか、ございますか。

渡邊管理官。

○渡邊管理官 幾つか指摘をこちらからさせていただきましたけれども、今の点も含めて、先ほど私のほうからも申し上げたように、改めて、説明資料をしっかりと作っていただいた上で、それで審査の準備をしていただけるように、よろしくお願いします。

特に、今もいろいろ話が出ていましたけれども、今回、やっぱり東二の大きな特徴というのは、まず、その固有の事項というのが、ほかのBWRプラントに比べて多いこと、先ほど、義崎から話があった隣接事業所の扱いとかもそうですけれども、要は、その保安規定に本当に落とし込まなくていいのか、許可とか、その工認とかで出てきたような話というのは、本当にその保安規定に落とし込まなくていいのかというところについても、網羅的に説明をいただく必要もあると思っています。

それから、あとは、先ほど、ペDESTALの水張りとかもありましたけれども、その、幾つかの条文にまたがってくるような話とかというのを、ちゃんと矛盾なく整理をしていただくということもあります。

それから、後で、後半の話でもありますけれども、その特重も今回まとめてやるというふうな形になっていますので、そことのその整理とか、取り合いとか、特に、一部の設備を共用にするというふうなことから、そこら辺についても矛盾がないような説明とい

うのをお願いしたいというふうに思います。SAとしての要件、特重としての要件、それぞれありますので、そこはしっかり整理していただく。

あとは、岡本から話が先ほどありましたけれども、LCOの設定の仕方について、我々としては、その一部、BWRのときの説明とか、あと、BWRの保安規定と基本方針のときにも、あまり、ちゃんと説明がなされていなかったとか、あるいは、その基本方針の中でも、そこについて書き方が矛盾しているんじゃないかというようなところがありますので、そこは、BWRのほかの電力とよく御相談していただいた上で、改めて説明をしていただきたいと思いますので、まずはしっかり準備をよろしくをお願いします。

以上です。

○日本原子力発電（大平） 日本原子力発電、大平でございます。

今、御指摘の件、拝承いたしました。準備して御説明したいと思います。

以上です。

○杉山委員 ほかには。金城審議官。

○金城審議官 規制庁の金城ですけど、今日のやり取り全体を聞いてのところなんですけど、保安規定というのは、ある意味、現場をしっかりと守る保安措置のベースとなるもので、今日のやり取りを聞いているだけだと、ちゃんと、本当にそちらの中で、現場も含めてしっかり練り上げられたものが出てきてないんじゃないかなという懸念しか出てきませんでした。

そういった意味では、先ほどのいろいろな水位の話とかもありますけど、今後は、しっかりと、御社の中で、現場も含めて、こういう対応をできるかといったものをしっかりと練り上げたものをこちらに出していただければ、我々もそれに従って議論ができると思いますけど、その準備が、まずは必要かなと思いますので、しっかりとよろしくをお願いします。

○日本原子力発電（大平） 日本原子力発電の大平でございます。

重ね重ねの御指摘、我々の体制が不十分だったことに起因しているんだと思っていますけども、申し訳ございませんでした。これから体制を強化して、社内議論を深めた上で、改めて御説明させていただきます。よろしくをお願いします。

以上です。

○杉山委員 それでは、よろしいですかね、以上で、議題1を終了いたします。

次の資料の御説明をお願いします。

○日本原子力発電（石田） 原電、石田です。

資料1-2で、特定重大事故等対処施設の設置に関わる保安規定の補正の概要について、御説明させていただきます。

資料、めくっていただいて1ページ目を御覧ください。こちらは、新規制基準の許認可の経緯をまとめたものとなりますけれども、資料1-1で御説明した内容と同じものとなりますので、説明は割愛させていただきます。

2ページ目を御覧ください。下側の表のところ、こちらが本資料の説明事項となる特定重大事故等の設置に関わるものの内容となっております。

表では、保安規定の主な変更点といたしまして、①番、こちらが新規制基準施行に関わる変更といったところで、17条の7、17条の8といったところで、特重施設を用いた重大事故等の対応、また、大規模損壊対応を規定しております。また、66条の2といったところで、特重施設を構成する設備の運転上の制限を規定しております。

続いて、②番のところ、有毒ガス発生時の体制の整備といったところで、17条の5、こちらにつきましては、特重施設に関わる有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項を規定しております。

続いて、3ページを御覧ください。こちらにも、資料1-1で説明した内容と同等のものになりますけれども、特重設備につきましてはの変更の条文に記載方針については、インプットとして設置許可、設工認、保安規定審査基準を用いまして、17条等、66条の2といったところを設定しております。

4ページ目をお開きください。こちらから申請内容の中身に関する御説明となります。17条等に、特重施設の設置に伴う内容を追加しております。下に赤字で示しているものが、特重施設の設置に伴う追加内容となっております。具体的な内容につきましては、保安規定の添付2のところで、火災や地震、有毒ガス対応に係る規定に特重施設の防護に関する内容を追加しております。

5ページ目をお開きください。17条の7、8といったところにも特重施設の内容を追加しております。17条の7と、右下の添付3の重大事故等対策への追加事項として、特重施設を重大事故等時の対応にも活用するために必要となる体制、手順及び訓練等について、追加事項として規定しております。

また、17条の8、添付3の大規模損壊対応における事項としましても、特重施設を用いた対策として、体制、手順、訓練等について、追加事項として記載しております。

6ページ目を御覧ください。第66条の2に、特重設備に係る運転上の制限等を新たに規定しております。

枠囲みの中に運転上の制限の考え方を示しておりますけども、緑字で記載している箇所は、先行PWRプラントとの内容と比較した特有事項となっております。

枠囲みの①番のところの、①LC0の設定に関する設備、こちらにつきましては、設置許可等で整理した特重設備を対象としております。②番のLC0の適用する期間の考え方につきましては、特重施設の目的に応じまして、APC等により炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための設備であることから、SA設備の期間を参考としまして、炉心の著しい損傷防止と格納容器の破損を防止するための期間と同様に、「運転」、「起動」、「高温停止」を機能要求期間と設定しております。また、③番のLC0所要数、こちらにつきましても、APC等による重大事故等が発生した場合における事故収束に必要な容量を「1系統」として設定しております。

要求される措置、AOT設定につきましては、②のところに記載しているとおり、「対応するDB」が動作可能であることでAOTを3日、③のところ、特重設備と同等の機能を有するSA設備等を確認することで、AOTを最大で30日延長することで設定しております。

7ページ目をお開きください。こちらにつきましては、APC等に対処するために必要な措置の運用手順の規定に関する御説明となります。設置許可にて整理した手順につきましては、保安規定の添付3に手順を追加しております。具体的に追加する手順を、この水色の枠内で、添付3における手順の記載をお示ししております。

続いて、8ページ目を御覧ください。枠囲み内の丸のところ、箇条書で記載しているとおり、重大事故等への対応に必要な特重施設を活用する運用が可能なよう、SA時に特重施設を活用して効果が期待できる手順に特重施設を用いた対応を追加しております。

具体的に追加する手順につきましては、表の左側に、保安規定添付3に記載の重大事故等の運用手順を示しております。表の右側に、その対策に用いる特重施設の機能を記載しております。

また、表の下側の記載のところ、箇条書で記載しているとおり、これらの設備につきましては、SA設備と特重設備を同時に準備を開始いたしまして、使用する設備の優先順位としましては、「常設SA設備」、「特重設備」、「可搬型SA設備」の順に使用することを基本として考えております。

続いて、9ページ目を御覧ください。重大事故等対応における特重施設の活用について、過圧破損防止対策の優先順位の考え方に関する御説明となります。こちらにつきましては、上の枠囲み内に、原子力規制委員会の臨時会議における議事内容を引用しておりますけれども、会議における議論も踏まえまして、複数ある過圧破損防止対策に関する対策につきまして、必要な場合に確実に使用できるよう、優先順位、判断基準を明確にしまして、保安規定に優先する対策の考え方を記載しております。

続きまして、10ページ目を御覧ください。こちらから、特重施設の設置に伴う教育・訓練の追加の御説明となります。枠囲みの一つ目と二つ目のところの箇条書で記載のとおり、特重施設設置に伴う力量付与のための訓練、また、成立性の確認訓練につきまして、保安規定に追加しております。

表で示している教育訓練項目、こちらの黒字のところはSA等の訓練等になりますけれども、こちらに赤字のところ、特重施設の設置に伴う内容を追加して規定しております。

続いて、11ページ目を御覧ください。その他、保安規定審査基準の改正の反映としまして、2点実施しております。

①番のところのSA時の手順に関する記載の適正化、こちらにつきましては、SA時の対応時に、的確かつ柔軟に対処することを妨げないよう、手順着手の判断基準や優先順位に関わることは、保安規定、添付3に記載の手順には記載しないこととしております。また、②番のところの事故収束に必要な臨機の措置の実施として、必要な場合には、あらかじめ定めた手順等によることなく、事故収束に必要な措置を講じることができる旨を保安規定に規定しております。

続いて、12ページ目を御覧ください。特重の設置に伴いまして変更となる保安規定の条文の一覧を示しております。表の右側のところで、説明の中で特有事項として抽出したものに当たるものを右側でお示ししております。

本資料に関する説明は以上となります。

○杉山委員 ただいまの説明に対しまして、質問、コメント等をお願いします。

岡本さん。

○岡本上席安全審査官 規制庁、岡本です。

特定重大事故等対処施設の設置に関わる内容につきましては、この後、非公開会合が設定されておまして、そちらで別途担当者にて詳細を議論いたします。

ということで、この場では公開可能な範囲にて、現時点で主要な論点等と考える事項の

みお伝えすることにいたします。

まず、主要な論点でございますが、第66条の2、特重施設を構成する設備の運転上の制限ですね、パワーポイントで申しますと、6ページ辺りが主に該当いたしますが、そこで論点と考えておりますのが、一つが真ん中辺、②のLC0の適用モード、あと、今、SA側でも議論がございましたが、設備耐性の取扱い、この2点が主要な論点というふうに考えております。

あと、重要な確認事項としまして、今の資料1-2で申しますと、9ページに、令和2年9月30日の原子力規制委員会臨時会議での議論が書かれておりますが、ここで挙げられておりますフィルタベントの確実な使用、及び、各対策設備の使用方法や対策の優先順位の考え方、この2点につきましては、現時点で重要な確認事項と考えております。こちらは、別途、詳細を説明いただくということと考えております。

私からは以上です。

○日本原子力発電（鈴木） 原電の鈴木です。

論点、承知いたしました。今後、詳細を整理して御説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○杉山委員 そのほかにごございますか。よろしいですか。

本日の全体を通して、もし何かあれば、お願いいたします。

ないようですので、議題1、終了いたします。

以上で、本会合の議題は終了いたします。

本日は、この後、15時45分からプラント関係の非公開の会合を予定しております。

それでは、以上で、第1188回審査会合を閉会します。

ありがとうございました。